

悪徳商法の手口は、日々巧妙化しています！



悪徳商法の手口は日々巧妙・複雑化し、次々と新しい手口が開発されています。

市では、被害の拡大を防ぐために情報提供や啓発に努めていますが、今回は一番被害の多い電話（顔の見えない相手との交渉）での被害・トラブルに遭わないための対応策を紹介します。皆さんの財産を守るため、被害者になる前に電話対応能力を高めて、村上市から消費者被害をなくしましょう！

電話トラブル対応能力アップのための5か条

①相談機関（村上市消費生活センター：☎53-2111）の電話番号を把握する

→家の電話機の近くにメモ。携帯電話の電話帳に登録しておきましょう。

②相手の連絡先電話番号と担当者の名前を控える

→早期解決のための生命線となります。普段から相手の情報を聞き取るクセをつけましょう。

③関係書類を取っておく

→紙の説明書や関係書類は目に見える証拠として、トラブルがあった場合の交渉に役に立ち、早期解決にもつながります。

④納得のいかない契約や、あいまいな返事をしない

→内容のわからないものや理解できないものを契約したり、あいまいな返事をしたりすることはやめましょう！いらぬときは「いません」と勇気を持って断りましょう。

⑤あやしいことがあったら、消費生活センターに連絡をする

→「こういうことがあった」など、なんでも教えてください。センターで事例として収集し、被害対策や相談に活用しています。



●「おかしいなあ」と思ったら、迷わずご相談ください！

村上市消費生活センター	☎53-2111（内線2233、2234）	FAX53-2541	※専門の相談員がいます
荒川支所地域振興課	☎62-3103	朝日支所地域振興課	☎72-6885
神林支所地域振興課	☎66-6112	山北支所地域振興課	☎77-3112
消費者ホットライン	☎188（いやや！）お近くの消費生活相談窓口につながります。		